



災害時の歯科保健医療活動に関する協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科保健医療活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び兵庫県地域防災計画に基づき、県内又は県外において甲が実施する歯科保健医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣）

第2条 甲は、歯科保健医療活動の実施に関し必要が生じたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、可能な範囲で速やかに歯科保健医療チーム「JDAT兵庫」を編成し、県内外を問わず甲が指定する場所に派遣するものとする。

（歯科保健医療計画の策定等）

第3条 乙は、歯科保健医療の円滑な実施を図るため、歯科保健医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科保健医療計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科保健医療チームの編成計画及び活動計画
- (2) 地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- (3) 指揮系統
- (4) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 歯科保健医療チームに対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。



- 2 被災県知事の要請を受けて歯科保健医療チームを派遣する場合には、被災側の受け入れに係わる体制の中で活動するものとする。

(活動内容)

第5条 歯科保健医療チームは、甲が必要と認めた場合は、歯科医療救護所の他、被災地周辺に仮設歯科診療所を設置できる。

- 2 歯科保健医療チームの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 歯科医療を要する傷病者の緊急災害歯科医療（外傷等）
 - (2) 避難所、被災住民等における応急歯科治療や義歯の調整等
 - (3) 災害時の歯科保健活動（避難所、被災住民等における口腔ケアや口腔衛生を中心とした公衆衛生活動）
 - (4) 多職種連携による栄養摂取困難者の歯科ニーズの改善
 - (5) 遺体の身元確認作業に関する協力

(報告)

第6条 乙は、前条の活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、当該活動の終了後、所定の様式により甲に報告を行うものとする。

(医療費)

第7条 第5条の活動における医療費は無料とする。

- 2 後方収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が第5条の活動を行った場合に要した次に掲げる費用は甲が負担する。

- (1) 歯科保健医療チームの派遣に要する経費
 - (2) 乙が携行した医薬品、治療材料、破損した医療機材の修繕費及び消耗品費、ただし破損した場合にあっては、歯科保健医療チーム構成員の責めに帰すべき場合を除く
- 2 前項の経費に係る費用弁償については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(補償等)

第9条 甲は、歯科保健医療チーム員がその活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、他の制度により補償を受ける場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年兵庫県条例第51号)に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(連絡責任者等)

第10条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては兵庫県保健医療部長、乙においては一般社団法人兵庫県歯科医師会会長とする。

2 甲と乙は、災害発生時に速やかに連絡を取ることができるよう、あらかじめ緊急時の連絡体制を定めるものとする。

(研修・訓練等)

第11条 乙は、歯科保健医療に関する会員研修や甲から要請があった場合は、甲が主催する防災訓練等に協力し、各地域関係者・関係団体との連携および災害歯科保健医療チームの養成に努めるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義の生じた場合については、甲乙が協議して決定する。

(有効期間)

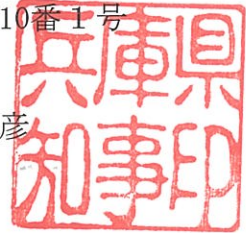
第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない時は、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和6年8月22日



甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 齋藤元彦



乙 神戸市中央区山本通5丁目7番18号
一般社団法人 兵庫県歯科医師会
会長 橋本芳紀

